

2025年1月16日

アセットオーナー・プリンシプルの受入れについて

第一三共グループ企業年金基金

第一三共グループ企業年金基金（以下、「当基金」という）は、アセットオーナー（資産保有者としての機関投資家）として、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）に賛同し、これを受入れることを表明します。

【原則1】

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、年金給付金および一時金等の支払を将来にわたり確実にを行うため、「年金資産運用に関する基本方針」において、運用目的、運用目標、資産構成割合等を策定し、経済・金融環境等を踏まえつつ定期的または必要に応じて見直しを行います。策定・見直しにあたっては理事会及び代議員会と合わせて、年金資産運用にかかわる事項を審議するための資産運用委員会を設置し組織的な意思決定を実施します。

【原則2】

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、基金専従の年金運用責任者、年金運用担当者を配置するとともに、資産運用委員会や代議員会、理事会には当社グループの人事財務部門責任者をはじめ適切な資質を持った人材を配置するなど体制整備を行います。また、知見の補充・充実のため資産運用コンサルタント等の外部知見を活用して体制強化を図ります。

【原則 3】

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、政策アセットミックスに基づき運用スタイル、運用手法の分散を勘案し、最適な運用受託機関を選任するとともに、運用受託機関の選任並びに評価にあたっては、運用実績に関する定量評価だけでなく、定性評価も合わせ総合的に勘案します。

運用受託機関や運用コンサルタントとは定期的に情報収集やモニタリングを行い、必要に応じて運用方法や運用受託機関等の見直しを行います。

【原則 4】

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、当基金の社内外向けホームページにおいて加入者等に対して年金資産の運用方針、運用概況や財政状況等の情報提供を適時実施します。

【原則 5】

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてステュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、投資先企業の企業価値の向上により 中長期的な投資リターンを拡大を図るため、2021年2月に日本版ステュワードシップコードの受入れを表明し、運用受託機関に対し定期的に対応状況のモニタリング・評価を実施するとともに、その状況について加入者等へ報告します。

以上